

附属書

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の実施についての  
第2回国別報告書の書式

## 報告書式の使用についての指針

下記の書式は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第 33 条の規定に定められる、議定書の実施に関する第 2 回国別報告書を作成するためのものであり、本議定書の要件に基づく一連の質問のほか、戦略計画の指標に関する質問が含まれています。

これらの質問に対する回答は、締約国が本議定書の規定をどの程度うまく実施しているかを検討する上で役立つものとなり、本議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が、本議定書の実施状況を全体的に評価する上での助けとなります。

グレーでハイライトされている質問は、厳密な意味において、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の規定、又は本議定書の締約国による決定に基づいていない場合があります。これらの質問が本報告書式に含まれているのは、第 35 条の規定に定める本議定書の評価及び再検討のための基線を定めること、また本議定書に関する戦略計画の実施状況の評価を容易にすることのみを目的としています。

第 2 回国別報告書の提出期限まで、本議定書の締約国の会合として役割を果たす締約国会議の第 6 回会合の開催に先立ち、12 カ月以上設けられています。これは、第 1 回国別報告書の提出日（又は 2007 年 9 月 11 日以降に本議定書を批准又はこれに加盟した締約国が報告するにあたっての議定書の発効日）及び第 2 回国別報告書の報告日の間に実施される活動を網羅することを目的とするためです。

国別報告書については、今後、関連性のなくなった質問が削除される、本議定書実施の進捗状況に関する質問が継続される、また、本議定書の締約国の会合として役割を果たす締約国会議の今後の決定に従って追加の質問が設定されるため、書式の改訂が見込まれます。

質問の中で使用される表現は、本議定書の各関連条項において使用される表現に可能な限り忠実に従っています。質問の中で使用される用語は、本議定書第 3 条の規定に定める用語と同一の意味において使用されています。

本書式は、締約国が報告する上での負担を最小限にすることを旨とし、同時に、本議定書の実行に関する重要な情報を引き出すことを目的としています。質問の多くは、1 つ又は複数のチェックボックスにチェックを入れて回答する形式となっており、また、各項目に設けられている空欄には、自国の実施状況についてさらに詳しい情報を記入することができます。文章の長さには制限を設けていませんが、報告書の情報の審査及び統一化を容易にするため、回答者は可能な限り適切かつ簡潔な回答を行うことが求められます。

事務局長は、質問の妥当性及び回答上の問題に関するあらゆるコメント、また、この報告書の指針をさらに改善するためのあらゆる提言を歓迎します。報告書の末尾に、このようなコメントを記入するための空欄が設けられています。

締約国は、報告書の作成にあたり、求められる情報の作成及び正確性に向けた、参加型の透明性のあるアプローチを確保するため、全ての利害関係者を参加させることが推奨されます。

本書式は、次のバイオセーフティに関する情報交換センター（BCH）の URL において、電子版で作成することも可能です：<http://bch.cbd.int/managementcentre/edit/CPBnationalreport2.shtml>

**重要：**この報告書に含まれる情報の分析を容易にするため、締約国は、バイオセーフティに関する情報交換センターを経由して報告書を提出するか、又は、署名付きの最初のページのスキャンコピーとともに MS Word 形式の報告書を E-メールに添付して事務局（メールアドレス：[secretariat@cbd.int](mailto:secretariat@cbd.int)）へ送付することが推奨されます。

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の実施についての  
第2回国別報告書

報告書の出所

1. 国： [ 日 本 ]
- 報告書の連絡者
2. 連絡者の名前： [ 牛場雅己 ]
3. 連絡者の肩書き： [ 外来生物対策室長 ]
4. 組織： [ 環境省 ]
5. 住所： [ 〒100-8975 東京等千代田区霞が関 1-2-2 ]
6. 電話番号： [ +81-03-5521-8344 ]
7. FAX 番号： [ +81-03-3581-7090 ]
8. E メール： [ bch@env.go.jp ]
9. この報告書の作成に協力  
又は参加した  
組織及び利害関係者： [ 日本国政府関係7省 ]

提出

10. 提出日： [ 2011. 9. 〇 ]
11. この報告書の対象期間： [ 2007. 5～2011. 9 ]

報告者の署名<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> この文書は、CBD事務局によりこの文書に記載された情報をさらに加工するため、MS Word の保護された形式として公開されています。文章記入欄及びチェックボックスのみ変更が可能です。文書への記入が終わった時点で保存した後、最初のページを印刷し、署名してください。本書式は、BCH の URL (<http://bch.cbd.int/managementcentre/edit/CPBnationalreport2.shtml>) において、電子版で作成することも可能です。

12. あなたの国は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（CPB）の締約国ですか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
13. 質問 12 に対して「いいえ」と回答した場合、締約国になるために国として実施しているプロセスはありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
14. 詳細を以下に記入してください。	
[ 記入欄 ]	

## 第 2 条 一般規定

15. あなたの国は、この議定書を実施するため、必要とされる法律上、行政上、その他の措置を導入していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 国内規制の枠組みは完全に整っている <input type="checkbox"/> 国内規制の枠組みは部分的に整っている <input type="checkbox"/> 一時的な措置のみ導入している <input type="checkbox"/> 枠組みの原案のみ存在している <input type="checkbox"/> いかなる措置もとっていない
--	--

**重要：**この報告書に含まれる情報の分析を容易にするため、署名付きの最初のページのスキャンコピーとともに MS Word 形式の報告書を E-メールに添付して、事務局（メールアドレス：secretariat@cbd.int）へ送付してください。また、この報告書は、ファックス、郵便で又は MS Word 形式以外の電子媒体では送らないでください。

<p>16. あなたの国は、バイオセーフティに関する規制の枠組みを実施するため、どのような具体的な手段をとっていますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1つ又は複数のバイオセーフティに関する国内法令  <input type="checkbox"/> 1つ又は複数のバイオセーフティに関する国内規制  <input type="checkbox"/> 1つ又は複数のバイオセーフティに関する指針  <input type="checkbox"/> バイオセーフティに間接的に適用されるその他の法令、規制又は指針  <input type="checkbox"/> いかなる手段もとっていない</p>
<p>17. あなたの国は、バイオセーフティに関する国内の枠組みを運用するため、資金の予算配分を行う制度を確立していますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>18. あなたの国には、バイオセーフティに関する国内の枠組みに直接関与する機能を管理するため、常任のスタッフがいますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>19. 質問 18 に対して「はい」と回答した場合、バイオセーフティに関する国内の枠組みに直接関与している常任のスタッフは何人いますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> 1人  <input type="checkbox"/> 5人未満  <input type="checkbox"/> 10人未満  <input checked="" type="checkbox"/> 10人以上  <input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>20. あなたの国は、バイオセーフティに関する規制の枠組み、法令、規制又は指針を、バイオセーフティに関する情報交換センター（BCH）へ提出していますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> 一部について  <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>21. あなたの国における第2条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。          [ 関係7省庁において常勤のスタッフを配置し、予算を確保して、国内担保法を運用しています。          Japanese seven government ministries responsible for the implementation of the Cartagena Protocol on Biosafety are full-time staffed and secure a budget to operate the domestic law for the implementation of the Protocol. ]</p>	
<p><b>第5条 医薬品</b></p>	
<p>22. あなたの国は、医薬品である改変された生物（LMOs）の国境を越える移動、取扱い及び利用を規制していますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> はい、ある程度  <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>23. 質問 22 に対して「はい」と回答した場合、この情報を BCH へ提出していますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> 一部について  <input type="checkbox"/> いいえ  <input type="checkbox"/> 該当しない</p>

24. あなたの国における第 5 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。

[ 国内担保法では、医薬品も対象としており、他の LMO と同じように、国内での使用について、申請者が作成した生物多様性影響評価書を踏まえて審査を行い、生物多様性に影響を生じるおそれがないと判断される場合に承認を行っています。ただし、輸出の通告及び輸入の際の表示の対象からは除外しています。

Under the domestic law for the implementation of the Protocol, biological diversity risk assessment regarding domestic use of LMOs including which are pharmaceuticals for human is carried out on the basis of the Biological Diversity Risk Assessment Report submitted by the applicant, and approval is given if it is recognized that there is no possibility of adverse effect on biodiversity. However, LMOs which are pharmaceuticals for human are excluded from stipulation on notification of export and indication for export.]

### 第 6 条 通過及び拡散防止措置の下での利用

25. あなたの国は、LMOs の通過を規制していますか？  はい  
 いいえ

26. あなたの国は、拡散防止措置の下での LMOs の利用を規制していますか？  はい  
 いいえ

27. 質問 25 又は質問 26 に対して「はい」と回答した場合、この情報を BCH へ提出していますか？  はい  
 一部について  
 いいえ  
 該当しない

28. あなたの国における第 6 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。

[ 国内担保法に基づき、法で定める拡散防止措置の下での使用等については、主務省令で定める手法に基づく手法もしくは事前に主務大臣の確認を受けた手法について、これを認めています。LMOs の通過については規制を設けていません。

Under the domestic law for the implementation of the Protocol, the domestic uses of LMOs with containment measured to prevent to disposal of LMOs in the environment are possible when the containment measures are stipulated in the ordinance of the competent ministries or confirmed in advance by the competent minister.

Japan does not regulate the transit of LMOs. ]

### 第 7 条から第 10 条：事前の情報に基づく合意 (AIA) 及び改変された生物 (LMOs) の環境への意図的な導入

29. あなたの国は、議定書の AIA に関する運用手順について、法令上、規制上又は行政上の措置を導入していますか？  はい  
 いいえ

30. あなたの国は、環境への意図的な導入を目的とする LMOs の国境を越える移動について、議定書に沿った国内規制の枠組みを導入していますか？  はい  
 いいえ

31. あなたの国は、環境への意図的な導入を目的とする LMOs の最初の意図的な国境を越える移動について、決定を行う制度を確立していますか？  はい  
 いいえ

32. 質問 31 に対して「はい」と回答した場合、その制度は、国境を越える移動の対象ではなかった LMOs の環境への意図的な導入の事例にも適用されますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない
33. あなたの国は、環境に放出される LMOs の潜在的影響を監視する制度を確立していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
34. あなたの国は、LMOs を検出し特定する能力がありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度 <input type="checkbox"/> いいえ
35. あなたの国は、自国の管轄下にある輸出者が、AIA に関する手続きの対象となる LMO の意図的な国境を越える移動に先立ち、輸入締約国の権限のある当局に対して書面により通告するための法的要件を設けていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
36. あなたの国は、通告に記載する情報の正確性のための法的要件を設けていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
37. あなたの国は、環境への意図的な導入を目的とする LMOs の意図的な国境を越える移動について、これまでに申請又は通告を受領したことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
38. あなたの国は、環境への意図的な導入を目的とする LMOs の意図的な国境を越える移動について、これまでに申請又は通告に関する決定を行ったことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない
39. 質問 38 に対して「はい」と回答した場合、環境への意図的な導入を目的とする LMOs の輸入について、これまでに承認した輸入は何件ありましたか？	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 5 件未満 <input type="checkbox"/> 10 件未満 <input type="checkbox"/> 10 件以上 <input type="checkbox"/> 該当しない
40. 質問 38 に対して「はい」と回答した場合、環境への意図的な導入を目的とする LMOs の輸入について、輸入を承認しなかった事例はこれまでに何件ありましたか？	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 5 件未満 <input type="checkbox"/> 10 件未満 <input type="checkbox"/> 10 件以上 <input type="checkbox"/> 該当しない
41. 本報告期間中に、環境への意図的な導入を目的とする LMOs の意図的な国境を越える移動について、あなたの国が受領した申請又は通告は何件ありましたか？	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 5 件未満 <input type="checkbox"/> 10 件未満 <input type="checkbox"/> 10 件以上
42. 本報告期間中に、環境への意図的な導入を目的とする LMOs の意図的な国境を越える移動について、あなたの国が行った決定は何件ありましたか？	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 5 件未満 <input type="checkbox"/> 10 件未満 <input type="checkbox"/> 10 件以上

質問 42 に対して「なし」と回答した場合は、質問 50 へ進んでください

43. 環境への意図的な導入を目的とする LMOs の意図的な国境を越える移動について行った決定に関連し、あなたの国は、国境を越える移動に先立ち、輸出締約国又は輸出者から通告を受領しましたか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ
44. その通告には完全な情報（少なくともバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の附属書 I に定める情報）が記載されていましたか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない
45. あなたの国は、通告の受領後 90 日以内に、通告をした者に対してその通告の受領確認を行っていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない
46. あなたの国では、通告をした者及び BCH に対して、自国の決定事項を通報していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> 一部のケースについて、通告をした者のみ <input type="checkbox"/> 一部のケースについて、BCH のみ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない
47. あなたの国は、通告をした者及び BCH に対して、適切な時期（通告の受領後 270 日以内、又は、通告をした者とのやりとりで定められた期間内）に自国の決定事項を通報していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない
48. あなたの国の決定事項のうち、次のカテゴリーに該当するものの割合はどのくらいですか？	<input type="checkbox"/> [100%]無条件で輸入を承認する <input type="checkbox"/> [0%] 条件付で輸入を承認する <input type="checkbox"/> [0%] 輸入を禁止する <input type="checkbox"/> [0%] 追加的な情報を要請する <input type="checkbox"/> [0%] 決定についての連絡期間を延長する <input type="checkbox"/> 該当しない
49. あなたの国が、条件付きで輸入を承認する場合、又は、輸入を禁止する場合、通告をした者及び BCH に対して、その決定の根拠となった理由を提供しましたか？	<input type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> 一部のケースについて、通告をした者のみ <input type="checkbox"/> 一部のケースについて、BCH のみ <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
50. あなたの国において、環境への意図的な導入を目的とする LMOs が及ぼす可能性のある悪影響に関する科学的な確実性が欠如する場合の対策を含め、第 7 条から 10 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。	



[ 議定書及び国内担保法に基づき、報告期間中、2件の遺伝子組換え生物（動物用医薬品、栽培用ワタ）について審査を行い、無条件で承認しました。また、承認した旨 BCH に通報しました。Under the Protocol and its relevant domestic law, biological diversity risk assessments had been carried out regarding use of two LMOs (pharmaceutical to be used solely for animals, cotton). Approvals for these two were given without condition during the current period by the Japanese government. Accordingly, BCH was notified to the effect that two LMOs were approved. ]

**第 11 条 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物 (LMOs-FFP) のための手続**

51. あなたの国は、LMOs-FFP の国内利用（市場取引に付 することを含む）について意思決定を行うための特別 法又は法規を採択していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
52. あなたの国は、申請者の提供する情報の正確性のため の法的要件を設けていますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
53. あなたの国は、国境を越える移動の対象となり得る LMOs-FFP に関する決定を BCH を通じて確実に締約 国に通報する制度を確立していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
54. あなたの国は、LMOs-FFP の輸入について決定を行う 制度を確立していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
55. あなたの国は、国内規制の枠組みがない場合、 LMO-FFP の最初の輸入に先立ち、バイオセーフティ に関するカルタヘナ議定書の第 11 条第 6 項の規定に 従って決定を行う旨を BCH を通じて宣言しています か？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
56. あなたの国は、LMOs-FFP についての財政上及び技術 上の支援並びに能力の開発に関するニーズを表明し ていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
57. あなたの国は、これまでに LMOs-FFP（輸入又は国内 利用のいずれか一方）について決定を行ったことがあ りますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<i>質問 57 に対して「いいえ」と回答した場合は、質問 63 へ進んでください</i>	
58. あなたの国は、これまでに LMOs-FFP を何件承認しま したか？	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 5 件未満 <input type="checkbox"/> 10 件未満 <input checked="" type="checkbox"/> 10 件以上 <input type="checkbox"/> 該当しない
59. 本報告期間中に、あなたの国が LMOs-FFP の輸入につ いて行った決定は何件ですか？	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 5 件未満 <input type="checkbox"/> 10 件未満 <input type="checkbox"/> 10 件以上

60. 本報告期間中に、あなたの国が LMOs-FFP の国内利用（市場取引に付することを含む）について行った決定は何件ありましたか？
- なし  
 5 件未満  
 10 件未満  
 10 件以上

質問59 及び質問60 に対して「なし」と回答した場合は、質問63 へ進んでください

61. あなたの国は、LMOs-FFP の輸入に関する決定を BCH を通じて締約国へ通報していますか？
- はい、常に  
 一部のケースについてのみ  
 いいえ

62. あなたの国は、LMOs-FFP の国内利用（市場取引に付することを含む）に関する決定を、当該決定から 15 日以内に、BCH を通じて締約国へ通報していますか？
- はい、常に  
 一部のケースについてのみ  
 遅れて（15 日を超えて）  
 いいえ

63. あなたの国において、LMOs-FFP が及ぼす可能性のある悪影響に関する科学的な確実性が欠如する場合の対策を含め、第 11 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。

[ 国内担保法に基づき、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする LMO の国内での使用について、申請者が作成した生物多様性影響評価書を踏まえて審査を行い、生物多様性に影響を生じることがないと判断される場合に承認を行っています。また、承認を行った際にはその旨 BCH に通報しています。

Under the domestic law for the implementation of the Protocol, biological diversity risk assessment regarding domestic use of LMOs intended for direct use as food or feed, or for processing is carried out on the basis of the Biological Diversity Risk Assessment Report submitted by the applicant, and approval is given if it is recognized that there is no possibility of adverse effect on biodiversity. When Japanese government approved LMOs, the information of the LMOs has been notified to the BCH with relevant information. ]

## 第 12 条 決定の再検討

64. あなたの国は、LMOs の意図的な国境を越える移動についての決定の再検討及び変更のための制度を確立していますか？
- はい  
 いいえ

65. あなたの国は、これまでに決定について再検討する要請を受けたことはありますか？
- はい  
 いいえ

66. あなたの国は、これまでに LMOs の意図的な国境を越える移動についての決定を再検討又は変更したことがありますか？
- はい、決定の再検討を行った  
 はい、決定の再検討及び変更を行った  
 いいえ

67. 本報告期間中に、LMO の意図的な国境を越える移動について、再検討及び/又は変更を行った決定は何件ありましたか？
- なし  
 5 件未満  
 5 件以上

質問67 に対して「なし」と回答した場合は、質問71 へ進んでください

68. あなたの国は、決定の再検討及び/又は変更について、通告をした者及び BCH に通報していますか？

はい、常に  
 一部のケースについてのみ  
 一部のケースについて、通告をした者のみ  
 一部のケースについて、BCH のみ  
 いいえ

69. あなたの国は、決定の再検討及び変更について、当該決定から 30 日以内に、通告をした者及び BCH に通報していますか？

はい、常に  
 一部のケースについてのみ  
 遅れて (30 日を超えて)  
 いいえ

70. あなたの国は、通告をした者及び BCH に対して、決定の再検討及び/又は変更の理由を提供していますか？

はい、常に  
 一部のケースについてのみ  
 一部のケースについて、通告をした者のみ  
 一部のケースについて、BCH のみ  
 いいえ

71. あなたの国における第 12 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。  
 [ 決定の再検討及び変更を行った事例はありません。

Japan has not reviewed/changed a decision regarding an intentional transboundary movement of LMOs. ]

### 第 13 条 簡易な手続

72. あなたの国は、LMOs の意図的な国境を越える移動について、簡易な手続を適用する制度を確立していますか？

はい  
 いいえ

73. あなたの国は、これまでに簡易な手続を適用したことがありますか？

はい  
 いいえ

74. 質問 73 に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は、簡易な手続を適用する事例について、BCH を通じて締約国に通報していますか？

はい、常に  
 一部のケースについてのみ  
 いいえ  
 該当しない

75. 本報告期間中に、あなたの国が簡易な手続を適用した LMOs の事例は何件ありましたか？

なし  
 5 件未満  
 5 件以上

76. あなたの国における第 13 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。  
 [ Japan has not used simplified procedure.  
 簡易な手続は使用していません。 ]

### 第 14 条 二国間の、地域的な及び多数国間の協定及び取決め

77. あなたの国は、二国間の、地域的若しくは多数国間の協定又は取決めを締結していますか？

はい  
 いいえ

78. 質問 77 に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は、この協定又は取決めについて、BCH を通じて締約国に通報していますか？	<input type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
79. 質問 77 に対して「はい」と回答した場合、締結した協定又は取決めの範囲及び目的について、以下に簡単に内容を記入してください。	[ 記入欄 ]
80. あなたの国における第 14 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [ 該当する協定又は取決めを締結していません。 Japan has not entered into any agreement or arrangement in question. ]	
<b>第 15 条 危険性の評価</b>	
81. あなたの国は、LMOs について決定を行う前に、危険性の評価を実施する制度を確立していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
82. 質問 81 に対して「はい」と回答した場合、この制度には危険性の評価を実施する専門家を特定するための手続きが含まれていますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
83. あなたの国は、LMOs について決定を行う前に、危険性の評価を実施する方法について指針を確立していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
84. あなたの国は、危険性の評価を実施するために、国内に必要な能力を確保していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
85. あなたの国は、危険性の評価を実施するために、国内に専門家を養成する制度を確立していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
86. あなたの国は、環境への意図的な導入を目的とする LMO について、これまでに危険性の評価を実施したことがありますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
87. あなたの国は、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする LMO について、これまでに危険性の評価を実施したことがありますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
88. 環境への意図的な導入を目的とする LMOs について、又は、LMOs-FFP の国内利用について、あなたの国が決定を行っている場合、全ての決定について危険性の評価を実施しましたか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない
89. あなたの国は、危険性の評価の概要報告書を BCH に提出しましたか？	<input type="checkbox"/> はい、常に <input checked="" type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない
90. 本報告期間中に、あなたの国が LMOs について決定を行っている場合、これらの決定に関連して、危険性の評価を何件実施しましたか？	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 5 件以下 <input type="checkbox"/> 10 件以下 <input checked="" type="checkbox"/> 10 件超

91. あなたの国は、これまでに輸出者に対して危険性の評価の実施を要求したことがありますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない
92. あなたの国は、これまでに通告をした者に対して LMOs の危険性の評価に係る費用負担を要求したことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない
<p>93. あなたの国における第 15 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。  [ 国内担保法に基づき、新規の遺伝子組換え生物を環境中で使用しようとする者（開発者、輸入者等）は、生物多様性影響評価実施要領に基づいて事前に生物多様性への影響を評価することとされています。主務大臣は、その評価結果について専門の学識経験者の意見を聴き、生物多様性に影響を生じるおそれがないと判断される場合に使用を承認しています。また、LMO を日本へ輸出して、日本国内の環境中で使用させようとする者は、日本国内に住所を有する国内管理人を定めた上で、同様に使用の承認を受けることができます。  Under the domestic law for the implementation of the Protocol, persons who wish to use new LMOs in the environment (developers and importers, etc.) must carry out a prior risk assessment of adverse effect on biological diversity in accordance with the Guidance of Implementation of Assessment of Adverse effect on Biological Diversity. The competent ministers may grant approval when recognizing, taking account of the content of consultation with experts, that no adverse effect on biological diversity could arise. Persons who wish to export LMOs to Japan from a foreign country and to make them used in Japanese environment, may appoint a Domestic Manager who has an address in Japan and obtain such approval. ]</p>	
<b>第 16 条 危険の管理</b>	
94. あなたの国は、下記に対する危険性の評価において、特定された危険を規制、管理及び制御するための適当な及び運用可能な制度、措置及び戦略を確立し及び維持していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度 <input type="checkbox"/> いいえ
(i) 環境への意図的な導入を目的とする LMOs	<input type="checkbox"/> いいえ
(ii) 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする LMOs	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度 <input type="checkbox"/> いいえ
95. あなたの国は、LMOs の意図的でない国境を越える移動を防止するための適当な措置を確立し及び維持していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度 <input type="checkbox"/> いいえ
96. あなたの国は、いかなる LMO に関し、それが輸入されたものであるか国内で作成されたものであるかを問わず、意図された利用に供される前に、その生活環又は世代時間に相応する適当な期間観察されることを確保するための措置をとっていますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
97. あなたの国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある LMOs 又はその具体的な形質を特定することを目的として、他の締約国と協力していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ

98. あなたの国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある LMOs 又はその具体的な形質に係る取扱いについて適当な措置をとることを目的として、他の締約国と協力していますか？
- はい  
 いいえ

99. あなたの国において、LMOs が及ぼす可能性のある悪影響に関する科学的な確実性が欠如する場合においても、危機管理の戦略に関する全ての内容を含め、第 16 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。

[ 国内担保法に基づき、新規の遺伝子組換え生物を環境中で使用しようとする者（開発者、輸入者等）は、生物多様性影響評価実施要領に基づいて事前に生物多様性への影響を評価することとされています。主務大臣は、その評価結果について専門の学識経験者の意見を聴き、生物多様性に影響を生じるおそれがないと判断される場合に使用を承認しています。また、LMO を日本へ輸出して、日本国内の環境中で使用させようとする者は、日本国内に住所を有する国内管理人を定めた上で、同様に使用の承認を受けることができます。

Under the domestic law for the implementation of the Protocol, persons who wish to use new LMOs in the environment (developers and importers, etc.) must carry out a prior risk assessment of adverse effect on biological diversity in accordance with the Guidance of Implementation of Assessment of Adverse effect on Biological Diversity. The competent ministers may grant approval when recognizing, taking account of the content of consultation with experts, that no adverse effect on biological diversity could arise. Persons who wish to export LMOs to Japan from a foreign country and to make them used in Japanese environment, may appoint a Domestic Manager who has an address in Japan and obtain such approval. ]

#### 第 17 条 意図的でない国境を越える移動及び緊急措置

100. あなたの国は、第 17 条の規定に基づく通報を受領するための自国の連絡先が明示されている関連事項を BCH に対して利用可能にしていますか？
- はい  
 いいえ

101. あなたの国は、生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある LMOs の意図的でない国境を越える移動が生じた場合、緊急措置をとるための制度を確立していますか？
- はい  
 いいえ

102. あなたの国は、LMOs の意図的でない国境を越える移動につながった又はつながった可能性のある放出に関する情報に対応するための緊急措置を実施していますか？
- はい  
 いいえ

103. 本報告期間中に、あなたの国は、自国の管轄下の地域への若しくは当該地域からの 1 件又は複数の LMOs の意図的でない国境を越える移動につながった又はつながった可能性のある事態について、情報を何件受領しましたか？
- なし  
 5 件未満  
 10 件未満  
 10 件以上

質問 103 に対して「なし」と回答した場合は、質問 107 へ進んでください

104. あなたの国は、上記の放出について、影響を受けた又は影響を受けた可能性のある国、BCH、及び、適当な場合には関連する国際機関に通報していますか？
- はい、全ての事態について  
 はい、一部の事態について  
 いいえ

105. 質問 104 に対して「はい」と回答した場合、あなたの国はどこに通報しましたか？
- 影響を受けた又は影響を受けた可能性のある国  
 BCH  
 関連する国際機関  
 該当しない
106. あなたの国は、そのような悪影響を受けた又は受けた可能性のある国が適切な対応を決定し、緊急措置を含む必要な行動を開始することができるように、これらの国と直ちに協議しましたか？
- はい、常に  
 はい、一部のケースについて  
 いいえ、協議したが、直ちにではない  
 いいえ、全く協議しなかった
107. あなたの国における第 17 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。  
 [ No such case has been reported.  
 該当するような事態は生じていません。 ]

### 第 18 条 取扱い、輸送、包装及び表示

108. あなたの国は、関連する国際的な規則及び基準を考慮して、国境を越える移動の対象となる LMOs が安全な状況の下で取扱われ、包装され及び輸送されることを義務付けるための措置をとっていますか？
- はい  
 はい、ある程度  
 いいえ
109. あなたの国は、LMOs-FFP に添付する文書において、素性保全システムのような手段により LMOs の識別が「不明な」場合に、LMOs を「含む可能性がある」こと及び環境への意図的な導入を目的とするものではないこと並びに追加的な情報のための連絡先を明確に表示することを義務付ける措置をとっていますか？
- はい  
 はい、ある程度  
 いいえ
110. あなたの国は、LMOs-FFP に添付する文書において、素性保全システムのような手段により LMOs の識別が「明確な」場合に、LMOs を「含む」こと及び環境への意図的な導入を目的とするものではないこと並びに追加的な情報のための連絡先を明確に表示することを義務付ける措置をとっていますか？
- はい  
 はい、ある程度  
 いいえ
111. あなたの国は、「拡散防止措置の下での利用」を目的とする LMOs に添付する文書において、これらが「改変された生物」であることを明確に表示し、並びに安全な取扱い、保管、輸送及び利用に関する要件及び追加的な情報のための連絡先（これらの LMO の仕向先である個人及び団体の氏名又は名称及び住所を含む）を明記することを義務付ける措置をとっていますか？
- はい  
 はい、ある程度  
 いいえ

112. あなたの国は、輸入締約国の「環境への意図的な導入を目的とする」LMOs に添付する文書において、これらが「改変された生物」であることを明確に表示し、並びにその識別についての情報及び関連する形質及び/又は特性、安全な取扱い、保管、輸送及び利用に関する要件、追加的な情報のための連絡先並びに適当な場合には輸入者及び輸出者の氏名又は名称及び住所を明記し、また、当該文書にこのLMOs の移動が輸出者に適用されるこの議定書の規定に従って行われるものである旨の宣言を含めることを義務付ける措置をとっていますか？
- はい  
□ はい、ある程度  
□ いいえ

113. あなたの国には、LMOs の識別及び文書化についての要件を実行する能力がありますか？
- はい  
□ はい、ある程度  
□ いいえ

114. あなたの国は、LMOs をサンプリングおよび検出するための手順を確立していますか？
- はい  
□ はい、ある程度  
□ いいえ

115. あなたの国における第 18 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。  
[ 国内担保法に基づき、LMO を輸出する際には、包装、容器、送り状等に必要事項を表示しなければならないとされています。具体的な様式は施行規則で定められており、議定書の規定に基づき、輸入国において拡散防止措置を執って使用される LMO、食用、飼料用又は加工用に供される LMO 及びその他の LMO に区分して、表示内容が定められています。

The domestic law for the Protocol stipulates that the package, vessel and invoice, etc. of LMOs intended for export to a Party must be accompanied by the descriptions of the required specific matters. Their specific formats are set forth in the Regulations of the Law. What has to be described differs, based on the provision of the Protocol, depending upon whether they are LMOs intended for contained use, or LMOs intended for use as food or feed or for processing, or LMOs intended for other use. ]

### 第 19 条 国内の権限のある当局及び中央連絡先

116. あなたの国は、事務局との連絡について責任を負う「カルタヘナ議定書のための国内の一の中央連絡先」を指定していますか？
- はい  
□ いいえ

117. あなたの国は、BCH による策定及び実施に関する事項について事務局と連絡を取るため、「バイオセーフティに関する情報交換センターのための国内の一の中央連絡先」を指定していますか？
- はい  
□ いいえ

118. あなたの国は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書により必要とされる行政上の任務を遂行する責任を有し及びこれらの任務について自国を代表して行動することを認められる一又は二以上の「国内の権限のある当局」を指定していますか？
- はい、一のみ  
□ はい、二以上  
□ いいえ

119. あなたの国は、二以上の「国内の権限のある当局」を指定している場合、これら当局の責任に関する関連情報を事務局に送付していますか？
- はい  
□ いいえ  
■ 該当しない



<p>120. あなたの国は、質問 116 から質問 119 において言及される必要とされる情報を BCH に対して利用可能にしていますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい、全ての情報  <input type="checkbox"/> はい、一部の情報  <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>121. あなたの国は、二以上の「国内の権限のある当局」を指定している場合、LMOs について決定を行う前に複数の当局の行動を調整する制度を確立していますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> いいえ  <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>122. あなたの国は、「国内の権限のある当局」がバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書により必要とされる行政上の任務を遂行できるようにするため、適切な制度的能力を確立していますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> はい、ある程度  <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>123. あなたの国における第 19 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。          [ 該当する情報については、BCH に提供しています。          Japan has been providing relevant information to the BCH.]</p>	
<p><b>第 20 条 情報の共有及びバイオセーフティに関する情報交換センター (BCH)</b></p>	
<p>124. あなたの国が BCH へ提供する情報について、以下に分類される各情報が利用可能であるか、また、すでに BCH に提供されているかを特定することにより、各情報の状況の概要を記入してください。</p>	
<p>a. 議定書の実施のための現行の国内の法令、法規及び指針並びに事前の情報に基づく合意の手続のために締約国が必要とする情報 (第 20 条第 3 項 (a))</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能  <input type="checkbox"/> 利用不可能な情報</p>
<p>b. 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする LMOs の輸入について適用される国内の法令、法規及び指針 (第 11 条第 5 項)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能  <input type="checkbox"/> 利用不可能な情報</p>
<p>c. 二国間の、地域的な及び多数国間の協定及び取決め (第 14 条第 2 項及び第 20 条第 3 項(b))</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能  <input checked="" type="checkbox"/> 利用不可能な情報</p>

<p>d. 国内の権限のある当局の連絡先（第 19 条第 2 項及び第 3 項）、国内の中央連絡先（第 19 条第 1 項及び第 3 項）、及び、緊急時連絡先（第 17 条第 3 項(e)）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能  <input type="checkbox"/> 利用不可能な情報</p>
<p>e. 議定書の実施について締約国が提出する報告（第 20 条第 3 項(e)）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能  <input type="checkbox"/> 利用不可能な情報</p>
<p>f. 特定の LMOs の通過の規制に関する締約国の決定（第 6 条第 1 項）</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能  <input checked="" type="checkbox"/> 利用不可能な情報</p>
<p>g. 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある、意図的ではない国境を越える移動の事例（第 17 条第 1 項）</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能  <input checked="" type="checkbox"/> 利用不可能な情報</p>
<p>h. LMOs の不法な国境を越える移動（第 25 条第 3 項）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能  <input type="checkbox"/> 利用不可能な情報</p>
<p>i. LMOs の輸入又は放出に関する最終的な決定（承認若しくは禁止、条件、追加的な関連情報の要請、許可の延長、決定の理由）（第 10 条第 3 項及び第 20 条第 3 項(d)）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能  <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能  <input type="checkbox"/> 利用不可能な情報</p>

j. LMOs の特定の輸入に対する国内規制の適用に関する情報 (第 14 条第 4 項)	<input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 利用不可能な情報
k. 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得る LMOs の国内利用についての最終的な決定 (第 11 条第 1 項)	<input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 利用不可能な情報
l. 国内規制の枠組み (第 11 条第 4 項) に基づいた、又は、附属書 III (第 11 条第 6 項) に従った、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする LMOs の輸入についての最終的な決定 (第 20 条第 3 項(d)の要求事項)	<input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 利用不可能な情報
m. 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする LMOs のために使用される枠組みについての宣言 (第 11 条第 6 項)	<input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能 <input checked="" type="checkbox"/> 利用不可能な情報
n. LMOs の意図的な国境を越える移動に関する決定についての再検討及び変更 (第 12 条第 1 項)	<input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能 <input checked="" type="checkbox"/> 利用不可能な情報
o. 各締約国が例外として扱っている LMOs (第 13 条第 1 項)	<input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能 <input checked="" type="checkbox"/> 利用不可能な情報

p. 輸入締約国に意図的な国境を越える移動が通告されると同時に、意図的な国境を越える移動が行われる可能性のある場合（第 13 条第 1 項）	<input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能 <input checked="" type="checkbox"/> 利用不可能な情報
q. 自国の規制の過程で得られた LMOs についての危険性の評価又は環境面での検討及びその成果に関する関連情報の概要（第 20 条第 3 項(c)）	<input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 利用不可能な情報
125. あなたの国は、国内における BCH の中央連絡先が行政上の任務を遂行することができるように、その能力を強化するための制度を確立していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
126. あなたの国は、国内における BCH の中央連絡先、カルタヘナ議定書の中央連絡先及び国内の権限のある当局間において、BCH に対して情報を利用可能なものにするために調整を行う制度を確立していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
127. あなたの国は、LMOs に関する意思決定の過程において、BCH において利用可能な情報を利用していますか？	<input type="checkbox"/> はい、常に <input checked="" type="checkbox"/> はい、一部のケースについて <input type="checkbox"/> いいえ
128. あなたの国は、BCH へのアクセス又は利用に関する問題に直面したことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
129. 質問 128 に対して「はい」と回答した場合、あなたの国はその問題を BCH 又は事務局へ報告しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
130. あなたの国が BCH へ提出した情報は、完全で最新のものですか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

131. あなたの国における第 20 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。

[ 議定書に基づき BCH に情報提供を行う際には、BCH のマネージメント・センターを通じて関連情報を直接入力しています。

BCHに対応する国内のホームページとして日本版バイオセーフティクリアリングハウスJ-BCHを運用しており、議定書や国内法に関する情報、国内で使用が承認された LMO のデータベース等を提供しています。このうち、国内法制度や承認された LMO に関する情報（国内で承認されている使用の内容やリスク評価の概要）については、英文でも掲載しています。

Any information required to be made available to the BCH under the Protocol has been directly conveyed to the BHC through its management center. As an equivalent to BCH at national level, the Japanese version of the Biosafety Clearing-House (J-BCH) is operated, where information on the Protocol and Japanese legislation as well as database on LMOs approved in Japan are posted. On the website, information on the legal mechanisms under Japanese legislation and on LMOs (the usage of LMOs approved in Japan and the outlines of risk assessments) are also available in English.

### 第 21 条 秘密の情報

132. あなたの国は、議定書に基づいて受領した秘密の情報  
を保護する手続きを確立していますか？

- はい  
 いいえ

133. あなたの国は、通告をした者に対して、秘密のものと  
して取扱われるべき情報を特定することを認めてい  
ますか？

- はい、常に  
 一部のケースについてのみ  
 いいえ

134. あなたの国における第 21 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。

[ 国内担保法に基づき、LMO の国内での使用について、申請者が作成した生物多様性影響評価書を踏まえて審査を行うに当たり、申請者が特定する秘密のものとして取扱われるべき情報については公開しないこと、関係者はこれを漏らさないこととしています。

Under the domestic law for the implementation of the Protocol, when biological diversity risk assessment regarding domestic use of LMOs is carried out on the basis of the Biological Diversity Risk Assessment Report submitted by the applicant, confidential information identified by the applicant is to be treated as nondisclosure and the person involved is to be required not to divulge the information. ]

### 第 22 条 能力の開発

135. あなたの国は、バイオセーフティに関する人的資源及  
び制度的能力の開発及び/又は強化において、外部の支  
援を受けましたか、又は、他の締約国との協力的な活  
動から利益を得ましたか？

- はい  
 いいえ

136. 質問 135 に対して「はい」と回答した場合、どのよう  
な方法でこれらの資源を利用することができました  
か？

- 二国間の経路  
 地域的な経路  
 多数国間の経路  
 該当しない

137. あなたの国は、バイオセーフティに関する人的資源及  
び制度的能力の開発及び/又は強化において、他の締約  
国に支援を提供しましたか？

- はい  
 いいえ

138. 質問 137 に対して「はい」と回答した場合、どのよう  
な方法でこれらの資源を利用することができました  
か？

- 二国間の経路  
 地域的な経路  
 多数国間の経路  
 該当しない

139. あなたの国は、地球環境ファシリティ（GEF）から資金援助を受ける資格がありますか？  はい  
 いいえ

質問139 に対して「いいえ」と回答した場合は、質問143 へ進んでください

140. あなたの国は、バイオセーフティに関する能力の開発のため、これまでに GEF の資金を利用するための手続きを開始しましたか？  はい  
 いいえ

141. 質問 140 に対して「はい」と回答した場合、この手続きをどのように評価しますか？  非常に簡単  
 簡単  
 普通  
 難しい  
 非常に難しい
- GEF の資金を利用する際の経験については、質問150 の下の空欄にさらに詳しく記入してください。

- 試験的バイオセーフティ構築活動
- 国家のバイオセーフティの枠組みの開発
142. あなたの国は、バイオセーフティに関する能力の開発のため、これまでに地球環境ファシリティ（GEF）から資金援助を受けたことがありますか？  国家のバイオセーフティの枠組みの実施  
 BCH への効果的参加のための能力開発（第一段階）  
 BCH への効果的参加のための能力開発（第二段階）  
 上記のどれもでない

143. 本報告期間中に、あなたの国は、バイオセーフティに関する人的資源及び制度的能力の開発及び/又は強化のための活動を行いましたか？  はい  
 いいえ

<p>144. 質問 143 に対して「はい」と回答した場合、次のうちの分野の活動を行いましたか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 制度的能力</li> <li><input type="checkbox"/> 人的資源の能力開発及び訓練</li> <li><input type="checkbox"/> 危険性評価及びその他の科学技術の専門知識</li> <li><input type="checkbox"/> 危険の管理</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> バイオセーフティに関する公衆の啓発、参加及び教育</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> バイオセーフティに関する情報交換センターの利用を含む、情報交換及びデータ管理</li> <li><input type="checkbox"/> 準地域的、地域的及び国際的水準での科学的、技術的及び制度的協力</li> <li><input type="checkbox"/> 技術移転</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> LMOs の識別及び検出</li> <li><input type="checkbox"/> 社会経済的検討事項</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 議定書第 18 条第 2 項の規定に基づく文書に求められる要件の実施</li> <li><input type="checkbox"/> 秘密の情報の取扱い</li> <li><input type="checkbox"/> LMOs の意図的でない及び/又は不法な国境を越える移動に対する措置</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> LMOs に関するバイオセーフティについての科学研究</li> <li><input type="checkbox"/> 人の健康に対する危険性を考慮すること</li> <li><input type="checkbox"/> その他 [記入欄 ]</li> <li><input type="checkbox"/> 該当しない</li> </ul>
<p>145. 本報告期間中に、あなたの国は、能力開発の必要性について評価を実施しましたか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> はい</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</li> </ul>
<p>146. あなたの国は、依然として能力の開発を必要としていますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> はい</li> <li><input type="checkbox"/> はい、多少</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</li> </ul>

---

<p>147. 質問 146 に対して「はい」と回答した場合、次のうち依然として能力開発を必要とするのはどの分野ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 制度的能力</li> <li><input type="checkbox"/> 人的資源の能力開発及び訓練</li> <li><input type="checkbox"/> 危険性評価及びその他の科学技術の専門知識</li> <li><input type="checkbox"/> 危険の管理</li> <li><input type="checkbox"/> バイオセーフティに関する公衆の啓発、参加及び教育</li> <li><input type="checkbox"/> バイオセーフティに関する情報交換センターの利用を含む、情報交換及びデータ管理</li> <li><input type="checkbox"/> 準地域的、地域的及び国際的水準での科学的、技術的及び制度的協力</li> <li><input type="checkbox"/> 技術移転</li> <li><input type="checkbox"/> LMOs の識別及び検出</li> <li><input type="checkbox"/> 社会経済的検討事項</li> <li><input type="checkbox"/> 議定書第 18 条第 2 項の規定に基づく文書に求められる要件の実施</li> <li><input type="checkbox"/> 秘密の情報の取扱い</li> <li><input type="checkbox"/> LMOs の意図的でない及び/又は不法な国境を越える移動に対する措置</li> <li><input type="checkbox"/> LMOs に関するバイオセーフティについての科学研究</li> <li><input type="checkbox"/> 人の健康に対する危険性を考慮すること</li> <li><input type="checkbox"/> その他 [記入欄 ]</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</li> </ul>
<p>148. あなたの国は、能力開発のための戦略及び行動計画を開発しましたか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> はい</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</li> </ul>
<p>149. あなたの国は、国のバイオセーフティに関する専門家の情報を BCH の専門家登録制度に登録するために提出しましたか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> はい</li> <li><input type="checkbox"/> いいえ</li> </ul>
<p>150. あなたの国において、GEF の資金を利用する際の経験についての詳細を含め、第 22 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p>	

---



[ 地球環境ファシリティー（GEF）への拠出を通じ、プロジェクトに貢献しています。BCHに掲載されている専門家登録制度に6名の専門家を登録しています。2010年2月には、日本における学術機関のための能力構築会合の開催を支援しました。また、CBD事務局に対して拠出し、能力開発に関するプロジェクトの実施を支援しています。Japan has been contributing financial resources to the GEF, which has been implementing a number of projects to build capacity on biosafety. Six Japanese experts are inscribed on the Roster of Biosafety Experts posted on the BCH. Japan supported the Third International Meeting of Academic Institutions and Organizations Involved in Biosafety Education and Training held in Tsukuba, Japan in February 2010. Japan has been contributing financial resources to the SCBD to support a number of projects on capacity building activities under the Cartagena protocol on Biosafety. ]

]

### 第23条 公衆の啓発及び参加

151. あなたの国は、LMOsの安全な移送、取扱い及び利用に係る公衆の啓発、教育及び参加を促進し、及び容易にするための戦略を確立していますか、又は、法令の整備をしていますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度 <input type="checkbox"/> いいえ
152. あなたの国は、バイオセーフティに関するウェブサイトを開発していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
153. あなたの国は、輸入される可能性のある改変された生物に関する情報を公衆が取得する機会を確保するための制度を確立していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、限定された範囲で <input type="checkbox"/> いいえ
154. あなたの国は、LMOsについての意思決定の過程において公衆の意見を求める制度を確立していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、限定された範囲で <input type="checkbox"/> いいえ
155. あなたの国は、LMOsについて行われる意思決定の結果を公表する制度を確立していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、限定された範囲で <input type="checkbox"/> いいえ
156. あなたの国は、バイオセーフティに関する情報交換センターを公衆が利用する方法について、自国の公衆に周知するための取り組みを行っていますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
157. 本報告期間中に、あなたの国は、LMOsの安全な移送、取扱い及び利用に係る公衆の啓発、教育及び参加を促進し及び容易にしましたか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、限定された範囲で <input type="checkbox"/> いいえ
158. 質問157に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は、他の国及び国際的な団体と協力していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない
159. 本報告期間中に、あなたの国が、LMOsについての意思決定の過程において公衆の意見を求め、また、当該意思決定の結果を公表した回数は何回ですか？	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 5回未満 <input checked="" type="checkbox"/> 5回以上

160. あなたの国における第 23 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。  
[ J-BCH はじめ、関係する各省の HP において、LMO の開発状況や我が国における使用の状況等、LMO に関する情報を提供しています。また、BCH にもリンクして、BCH に掲載されている情報にもアクセスできるようにしています。

新規の LMO の環境中での使用を承認する際には、当該 LMO の生物多様性影響評価書の概要及び当該申請に対する学識経験者の意見を公表し、公衆の意見募集を行っています。その結果についても J-BCH 等において公表しています。

Information on LMOs including the status of development and uses of LMOs in Japan is made available on the websites of the ministries concerned and J-BCH.

Furthermore, access to the information posted on the BCH is facilitated through links to the BCH.

In approving the use of LMOs in the environment, the outline of the Biological Diversity Risk Assessment Report as well as the content of consultation of the experts on the application concerned are released for public comments and the outcome of the decision is also released on J-BCH and other relevant websites. ]

#### 第 24 条 非締約国

- |  |  |
|--|--|
| 161. あなたの国は、非締約国との間において、LMOs の国境を越える移動に関する二国間の、地域的な及び多数国間の協定を締結していますか？                                       | <input type="checkbox"/> はい<br><input checked="" type="checkbox"/> いいえ   |
| 162. あなたの国は、これまでに非締約国から LMOs を輸入したことがありますか？  | <input checked="" type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ   |
| 163. あなたの国は、これまでに非締約国に対して LMOs を輸出したことがありますか？  | <input type="checkbox"/> はい<br><input checked="" type="checkbox"/> いいえ   |
| 164. 質問 162 又は質問 163 に対して「はい」と回答した場合、LMOs の国境を越える移動は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の目的に適合していましたか？                      | <input checked="" type="checkbox"/> はい、常に<br><input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ<br><input type="checkbox"/> いいえ<br><input type="checkbox"/> 該当しない |
| 165. 質問 162 又は質問 163 に対して「はい」と回答した場合、これらの国境を越える移動に関する情報を BCH へ提出しましたか？                                       | <input checked="" type="checkbox"/> はい、常に<br><input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ<br><input type="checkbox"/> いいえ<br><input type="checkbox"/> 該当しない |
| 166. あなたの国がカルタヘナ議定書の締約国でない場合、あなたの国は、当該非締約国の管轄の下にある区域において放出され又は当該区域に若しくは当該区域から移動する LMOs に関する情報を BCH に提供しましたか？ | <input type="checkbox"/> はい、常に<br><input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ<br><input type="checkbox"/> いいえ<br><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない |

167. あなたの国における第 24 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。  
[ 日本では、非締約国からの主に食用若しくは飼料用として直接利用し又は加工することを目的とする遺伝子組換え生物及び拡散防止措置の下での利用を目的とした遺伝子組換え生物の輸入を行っています。日本国内で LMO を環境中で使用する際（食用、飼料用として生きている種子を流通させる場合等を含みます）には、国内担保法に基づく承認が必要です。このため、非締約国からの輸入であっても国内で承認されていない LMO を環境中で使用することは出来ません。Japan imports LMOs-FFP and LMOs intended for contained use from Non-Parties. A person who wishes to use LMOs in the environment in Japan (including the distribution of living seeds as food or as feed) must obtain approval under the domestic law for the Protocol. Therefore, any LMO that has not been approved in Japan can not be used in the environment even if it is imported from a Non-Party. ]

---

**第 25 条 不法な国境を越える移動**


---

168. あなたの国は、この議定書を実施するための自国の国内措置に違反して行われる LMOs の国境を越える移動を防止し及び/又は処罰するための国内措置をとっていますか？
- はい  
 いいえ
- 
169. あなたの国は、LMOs の不法な国境を越える移動を検出するための戦略を確立していますか？
- はい  
 いいえ
- 
170. 本報告期間中に、あなたの国は、自国の管轄の下にある区域において当該区域に若しくは当該区域から不法な国境を越える移動が行われた LMO の事例に関する情報を何回受領しましたか？
- なし  
 5 回未満  
 10 回未満  
 10 回以上
- 

質問 170 に対して「なし」と回答した場合は、質問 175 へ進んでください

---

171. あなたの国は、BCH 及びその他の関係締約国に通報しましたか？
- はい  
 一部のケースについてのみ  
 その他の関係締約国のみ  
 BCH のみ  
 いいえ  
 該当しない
- 

172. あなたの国は、LMO(s)の出所を確認しましたか？
- はい  
 はい、一部のケースについて  
 いいえ
- 

173. あなたの国は、LMO(s)の性質を確認しましたか？
- はい  
 はい、一部のケースについて  
 いいえ
- 

174. あなたの国は、不法な国境を越える移動の状況について確証が得られましたか？
- はい  
 はい、一部のケースについて  
 いいえ
- 

175. あなたの国における第 25 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。  
[ 報告期間中、手続を経ずに 5 件の遺伝子組換え生物（メダカ、ゼブラダニオ、トウモロコシ、パパイヤ、ゲンディシン）の輸入が確認されました。メダカ、ゼブラダニオ、トウモロコシについては、遺伝子組換えであることを知らずに輸入したものでした。政府は、生物多様性影響を防止するため、回収・廃棄等の措置を講じ、輸入者に対して再発防止策を求めました。パパイヤとゲンディシンについては現在、不法な国境を越える移動の状況を調査中です。

In the current reporting period, Japanese government received information about five cases of illegal import of LMOs (killifish, zebra danios, corn, papaya, Gendicine). those cases about killifish, zebra danios and corn happened because the importer had not recognized that those LMOs were genetically modified. To prevent adverse effect on biological diversity, Japanese government took measures such as recall or disposal of the LMOs and required importers to take preventive steps. The cases about papaya and Gendicine are currently under factual investigation of the illegal transboundary movement. ]

---

**第 26 条 社会経済上の配慮**


---

176. あなたの国が輸入に関する決定を行った場合、これまでに、LMO が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす影響に関する社会経済上の考慮を行いましたか？
- はい  
 一部のケースについてのみ  
 いいえ  
 該当しない

177. あなたの国は、LMOs が及ぼす社会経済上の影響に関する研究及び情報交換について他の締約国と協力していますか？
- はい  
 はい、限定された範囲で  
 いいえ

178. あなたの国における第 26 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。  
 [決定は行われておりません。

No decision has been taken. ]

### 第 27 条 責任及び救済

179. あなたの国は、この議定書の責任及び救済についての名古屋・クアラルンプール補足議定書に署名しましたか？
- はい  
 いいえ

180. あなたの国は、名古屋・クアラルンプール補足議定書の批准、受諾又は承認に向けた措置を開始しましたか？
- はい  
 いいえ

181. この議定書の責任及び救済についての名古屋・クアラルンプール補足議定書の実施に向けてあなたの国で行われている取組みについて、さらに詳しく記入してください。

[ < 8 月 1 日時点の状況 >

現在、政府において補足議定書の署名に向けた検討を行っています。9 月の提出までに署名した場合、179、180 の回答を「はい」とします。]

### 第 33 条 監視及び報告

182. あなたの国は、前回の国別報告書（暫定報告書及び第 1 回国別報告書）を提出しましたか？
- はい  
 はい、暫定報告書のみ  
 はい、第 1 回報告書のみ  
 いいえ  
 該当しない

183. あなたの国が前回の報告書を提出していない場合、その提出の妨げとなった主な要因を挙げてください。
- 必要な情報収集のための資金が不足している  
 国家水準での必要な情報が不足している  
 多数の部門から情報を入手し、まとめることが難しい  
 提出の義務がない（その時点で締約国ではなかった、など）  
 その他の要因を記入してください

[記入欄 ]

該当しない

### その他の情報

---

184. 各国における議定書の実施に関して、その他の問題（あなたの国が直面した困難又は障害を含む）があれば以下に記入してください。

[ 記入欄 ]

---

**報告書式についてのコメント**

---

185. この報告書を記入する上での問題など、その他情報があれば以下に記入してください。

[ 記入欄 ]

---